

陳 情 文 書 表

受付番号	第 2 1 号
受付年月日	令和 8 年 5 月 2 7 日
件 名	m R N A ワクチンを含む予防接種事業に関する検証・情報公開および住民への説明強化を求める意見書提出についての陳情書
陳 情 者	神戸市北区 XXXXXXXXXX 川上 聡子
	<p><陳情の要旨></p> <p>地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国に対し、m R N A ワクチンを含む予防接種事業について、接種の判断に資する情報の透明性の確保、副反応及び健康被害に関する継続的な検証の充実、ならびに住民への説明体制の強化を求める意見書を提出することを求める。また、本陳情の審査にあたっては、添付書類に示す公的統計および自治体の開示情報等を参考に、事実関係及び制度運用の状況について慎重な検討をお願いしたい。必要に応じて陳情者による説明の機会を設けていただきたい。</p> <p><陳情の理由></p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種後の健康状態に関しては、厚生労働省の公表資料および自治体の情報公開請求により、副反応疑い報告および健康被害救済制度に関する一定の事例が公表されている。</p> <p>これらはすべて公的機関により記録・開示された情報であり、予防接種事業における健康影響について、継続的な検証および情報の整理が行われている段階にあると認識される。このため、住民が予防接種の利益とリスクの双方について適切に判断できるよう、情報の透明性および説明体制の充実が重要であると考えられる。</p> <p>よって、以下の点について国への意見提出を求めるものである。</p> <p>(1) 疾病・障害認定審査会における審議状況</p> <p>疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会における新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害救済制度では、全国から医療費・障害年金・死亡一時金等の申請（進達）が継続的に提出されており、審査会において認定・否認・保留の判断が行われている。</p> <p>これらの審査では、救済対象として認定される事例がある一方で、否認や保留となる事例も相当数存在しており、個別事例ごとに審査結果が異なる状況が確認される。（資料 1）</p> <p>(2) 健康被害救済制度に関する運用状況</p> <p>予防接種健康被害救済制度においては、予防接種法に基づき、健康被害に関する申請および認定が継続的に行われている。</p> <p>一部自治体の開示資料では、同制度に基づく認定事例に対して給付が行われていることが確認されている。</p> <p>また、複数自治体の開示資料において、疾病名や接種後の経過等が記録された事例が公表されている。（資料 2）</p>

これらは、制度運用の結果として公的に記録・開示されている事実である。

(3) 接種後の経過に関する公表事例

一部自治体の報告資料には、接種後に一定期間症状が継続している事例が記録されている。例えば、自治体公表資料において、接種後に体調不良が継続し、一定期間にわたり医療的対応が継続している事例が確認されている。また、複数自治体の記録において、接種回数と健康事象に関する報告が蓄積されている。(資料2)

以上の状況を踏まえ、予防接種事業については、既存の安全性評価に加え、公的情報の整理および継続的な検証の充実が求められると考えられる。

<求める事項>

1. 予防接種事業（mRNAワクチンを含む）について、副反応疑い報告および健康被害救済制度の運用状況に関し、年齢・性別・症状・重篤度・転帰等の統計情報を含めた形で、定期的かつ統一的な形式による情報公開を行うこと。
2. 副反応疑い報告および健康被害救済制度に関する事例について、報告段階・審査段階・認定結果の関係が明確に分かるよう、制度構造および評価プロセスを整理した説明資料を整備し、公表すること。
3. 予防接種後の健康被害救済制度について、申請方法・審査基準・認定判断の考え方について、一般国民が理解できる形で周知資料を作成し、継続的に更新すること。
4. 住民が予防接種の判断を行うにあたり必要となる情報について、利益および不利益の両面が比較可能となるよう、情報提供の構成および提示方法を検証し、改善すること。

なお、本陳情は予防接種事業の安全性や有効性について特定の結論を示すものではないが、公的に開示されている副反応疑い報告および健康被害救済制度の運用実態を踏まえ、現行の情報提供および評価の在り方について検証と改善を求めるものである。

付託委員会

福祉教育常任委員会